

〔平13年3月7日高速発第108号他、本制定一部改正〕

〔平13年8月1日高速第308号、本制定一部改正〕

高速発第600号
交企発第273号
交指発第295号
交規発第296号
交免発第262号
交機発第344号

昭和60年10月12日

各 所 属 長 殿

岐阜県警察本部長

恵那山トンネル等における交通事故等発生時の初動措置要領の制定について

昭和60年6月27日から往復分離交通となった高速自動車国道中央自動車道西宮線の恵那山トンネルは、全長上り線8,649メートル、下り線8,489メートルに及ぶ長大トンネルであることから、トンネル内で交通事故が発生した場合、多重交通事故、車両火災等の大規模な事故や災害に発展する可能性が極めて高い。

したがって、恵那山トンネル内で、この種の大規模な交通事故等が発生した場合には、高速道路交通警察隊をはじめ、関係各所属が一体となって事案の拡大を防止する必要があるため、このたび、別添のとおり「恵那山トンネル等における交通事故等発生時の初動措置要領」を制定したので、所属職員に徹底し、初動措置に遺憾のないようにされたい。

なお、「恵那山トンネル内における交通事故発生時の初動措置要領」の制定（昭和54年9月14日付高速発第433号、交企発第229号、交指発第306号、交規発第243号、交免発第284号、交機発第239号）は、廃止する。

別添

恵那山トンネル等における交通事故等発生時の初動措置要領

第1 総則

1 目的

この要領は、高速自動車国道中央自動車道西宮線の恵那山トンネル及び神坂トンネル並びにその前後（以下「恵那山トンネル等」という。）において、突発重大事故発生時における岐阜県警察の初動措置要綱（平成7年1月18日付地発第32号、捜一発第46号、交指発第33号、備二発第5号）に定める重大事故に至らない多重交通事故、車両火災、落下物による交通障害、災害等（以下「交通事故等」という。）で、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）のみでは処理し得ない事案が発生した場合における初動措置の適正を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。
〔平13高速第308号・本項一部改正〕

2 準拠

交通事故等発生時の初動措置については、別に定める恵那山トンネル等における交通事故等発生時の対処要領（昭和60年6月27日）及び高速自動車国道中央自動車道西宮線恵那山トンネル用信号機及び可変情報板の非常時等における運用に関する申し合わせ（昭和60年6月27日）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 初動体制

1 報告連絡

高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）は、交通事故等の発生を認知したときは、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に次の事項を報告するものとする。

- (1) 発生日時及び場所
- (2) 交通事故等の態様及び見通し
- (3) 死傷者の状況及び被害の程度
- (4) 初動措置の状況
- (5) その他参考事項

2 高速隊の初動措置

(1) 隊本部

高速隊長は隊員の召集、関係所属への応援要請等必要な措置を講じたのち、現場に急行する。

(2) 中津川分駐隊

ア 分駐隊長（執務時間以外は当直責任者）は、必要な残留員を残して速やかに現場に急行し、次の措置をとるものとする。

- (ア) 高速隊長に対する事故概要の報告
- (イ) 標識車等による通行止め等の交通規制
- (ウ) 負傷者の救護、避難誘導等
- (エ) 現場保存、事故関係者の確保等

イ 残留員は、次の措置をとるものとする。

- (ア) 中津川警察署及び恵那警察署に対する通報
 - (イ) 日本道路公団飯田管理事務所に対する通報
 - (ウ) 中津川インターチェンジの閉鎖
 - (エ) 隊員の召集
- (3) 岐阜分駐隊、多治見分駐隊、各務原分駐隊、八幡分駐隊及び高山分駐隊
分駐隊長（執務時間外は当直責任者）は、必要な残留員を残して速やかに現場へ急行し、現場活動を行うものとする。
〔平13高速発第108号他・本項一部改正〕

3 中津川警察署の初動措置

中津川警察署長は、高速隊からの応援要請を受けた場合は、次の措置をとるものとする。

- (1) 中津川インターチェンジ周辺における交通整理等
- (2) 救急車及び消防車等の交通の確保
- (3) 医療機関の確保

第3 対策本部

1 設置

- (1) 本部長は、交通事故等の規模により必要と認めるときは、交通部長を長とする対策本部を設置するものとする。ただし、対策本部長が、現地に到着するまでの間は、中津川警察署長が対策本部長の職務を代行する。
- (2) 対策本部は、原則として高速隊中津川分駐隊に置くものとする。

2 編成、任務等

- (1) 対策本部の編成及び任務は、別表1のとおりとする。
- (2) 対策本部員のうち、交通部参事官及び交通企画課長は、警察本部において次の任務を行うものとする。
 - ア 対策本部との連絡
 - イ 報道機関との連絡
- (3) 対策本部に対する各所属の装備資機材の差し出しは、別表2のとおりとする。

第4 救助活動等

負傷者の救出、救護等にあたっては、道路公団、消防及び医療機関との連絡を密にして、これらの機関が行う活動が迅速に遂行できるよう交通の確保等に努めるものとする。

第5 基礎資料の整備

高速隊長は、交通事故等の発生時に適切な対応ができるよう、次の基礎資料を整備するものとする。

- 1 現場指揮及び報告連絡系統図
- 2 特殊装備資機材一覧表
- 3 関係警察署の車両装備一覧表
- 4 恵那山トンネル上下線連絡抗配置図及び防災設備概要
- 5 可変式道路情報板表示板設置一覧表
- 6 レッカー業者一覧表

- 7 中央道の取材活動に関する細目協定
- 8 報道機関一覧表
- 9 救急医療機関一覧表
- 10 消防機関一覧表
- 11 中津川市内旅館等宿泊施設一覧表

第6 報道機関との連絡

報道機関に対する発表は、対策本部長又は対策本部長が指名した幹部がこれに当たるものとする。

【別表省略】